

## さいたま市障害者就労施設等からの物品等の優先調達に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、本市が定める調達方針に則り、市内の障害者就労施設等から物品又は役務を積極的に調達すること（以下「優先調達」という。）により、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。

### (優先調達対象者)

第3条 優先調達の対象者は、次に掲げる要件に該当する個人及び法人その他の団体（以下「優先調達対象者」という。）とする。

- (1) 本市内で障害者の就労の場を営む法第2条第2項第1号及び第2号に規定する施設
- (2) 法第2条第2項第3号に規定する事業所（第5条に規定する申請時において、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条に規定する要件を1年以上継続して満たしているものに限る。）であって、本市内に事務所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。）であるもの
- (3) 法第2条第3項で定める在宅就業障害者又は同条第4項で定める在宅就業支援団体であって、市内に住所又は主たる事務所を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、優先調達の対象としない。

- (1) さいたま市暴力団排除条例（平成25年さいたま市条例第86号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) さいたま市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団
- (3) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。）のうちに暴力団員に該当する者があるもの

### (優先調達対象者からの物品等の調達)

第4条 前条に規定する優先調達対象者が供給できる物品又は役務の調達に当たっては、当該調達に係る契約が地方自治法施行令の規定により随意契約によることができる場合にあっては、予算の適正な執行に配慮し契約を締結するものとする。

### (登録の申請)

第5条 第3条第1項第2号で定めるもの並びに同項第3号で定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体が優先調達対象者としての登録を受けようとする場合は、市長に対し申請を行うものとする。

(登録の決定)

第6条 市長は、前条の規定による登録についての申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、適正と認める場合は、優先調達対象者として登録を行うとともに、その旨を書面により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果当該申請者が優先調達対象者に適合しないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録した優先調達対象者について、優先調達対象者登録名簿を作成するものとする。

(変更の届出)

第7条 優先調達対象者の登録を受けた者は、登録の内容に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

(登録の有効期限)

第8条 優先調達対象者の登録に関する有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、登録日が4月1日以降の日である場合は、当該年度の3月31日までの間とする。

(登録の取消)

第9条 市長は、優先調達対象者の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により第6条第1項の登録を受けたとき。

(2) 第3条第1項第2号に該当しないこととなったとき又は第5条の申請をした時に同号に該当していなかったことが判明したとき。

(3) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき又は第5条の申請をした日以降に同項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、優先調達対象者として登録しておくことが適当でない認められるとき。

(優先調達対象者等の公表)

第10条 市長は、第6条第3項により作成された優先調達対象者登録名簿を公表するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、優先調達に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月23日から施行する。